

○防府市勤労青少年ホーム設置及び管理条例施行規則

昭和四十七年五月十八日

規則第二十八号

(趣旨)

第一条 この規則は、防府市勤労青少年ホーム設置及び管理条例（昭和四十七年防府市条例第十七号。以下「条例」という。）第十一条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第二条 ホームを利用しようとする者は、登録申請書（第一号様式）又は利用許可申請書（第二号様式）を市長に提出しなければならない。

(昭六〇規則二四・一部改正)

(利用証又は許可書の交付)

第三条 市長は、前条の申請書が提出された場合において相当と認めるときは、利用証（第三号様式）又は利用許可書（第四号様式）を利用者に交付する。

(昭六〇規則二四・一部改正)

(専用使用の承認)

第四条 利用証を所持する者が、グループ活動等のため特定の室を専用して使用しようとするときは、係員に申し出てその承認を受けなければならない。

(委員の定数)

第五条 条例第十条第三項各号の委員の定数は、次のとおりとする。

- 一 勤労青少年 二人
- 二 勤労青少年の雇用者 二人
- 三 学識経験者 二人
- 四 関係行政機関の職員 二人

(平一四規則一三・一部改正)

(会長及び副会長)

第六条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもつて充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第八条 審議会は、必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、会議の議事手続その他運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、昭和四十七年六月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年六月一日規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年六月二八日規則第二〇号）

1 この規則は、平成三年七月一日から施行する。

2 この規則施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、その残存分に限り、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則（平成一四年三月二二日規則第一三号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月二五日規則第二二号）

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正のうえ、使用することができる。

附 則（平成二八年三月三十一日規則第一四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正の上使用することができる。

第1号様式

※ 決 裁	課 長	課長補佐	係 長	係 員	利用証No.
※ 勤 勞 青 少 年 等 の 確 認	<input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 在校証明書 <input type="checkbox"/> 家内労働手帳 <input type="checkbox"/> 求職受付票 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証 <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険証 <input type="checkbox"/> 船員手帳 <input type="checkbox"/> 自動車運転免許証 <input type="checkbox"/> その他(                    )				

防府市勤労青少年ホーム登録申請書

年 月 日

(あて先)防府市長

申請者氏名

防府市勤労青少年ホームを利用するために、登録したいので申請します。

ふ り が な 氏 名			年 月 日 生
現 住 所	TEL (       )       -		
勤 務 先	名 称		
	所在地	TEL (       )       -	
そ の 他			

※印欄は、記載しないでください。

第 2 号様式

防府市勤労青少年ホーム利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

利 用 室 名	一階	<input type="checkbox"/> 前 庭	二階	<input type="checkbox"/> 1号室 <input type="checkbox"/> 2号室 <input type="checkbox"/> 3号室	三階	<input type="checkbox"/> 1号室 <input type="checkbox"/> 2号室
利 用 日 時	年 月 日					時 分から 時 分まで
利 用 目 的 及 び 参 集 人 員						人
使 用 料	免除・有料					会 場 使 用 料 円 冷 暖 房 実 費 円 ガス・水道その他実費 円 計 円
特別に持ち込む 物 品 器 具 等						
そ の 他 参 考 事 項						
申 請 者	住 所					
	団 体 名					
	代 表 者 名					
	電 話 番 号					
						許 可 書 月 日 発 行 No.

第3号様式

(表)

防府市労働青少年ホーム			
利	(用)	証	
氏名			
発行日	年	月	日
発行者	防	府	市 長
有効期限	年	月	日

(裏)

注 意	
この証は次の事項に注意して取り扱ってください。	
1	入館のときに受付に提示すること。
2	他人に譲渡又は貸与しないこと。
3	破損又は紛失したときは、速やかに届け出て再交付を受けること。
4	ホームの規則やホーム職員、指導員の指示を守ること。
5	記載事項に変更があつたときは、速やかに届け出ること。

第 4 号様式

(表)

防府市勤労青少年ホーム利用許可書

利 用 室 名	一階	<input type="checkbox"/> 前 庭	二階	<input type="checkbox"/> 1 号室 <input type="checkbox"/> 2 号室 <input type="checkbox"/> 3 号室	三階	<input type="checkbox"/> 1 号室 <input type="checkbox"/> 2 号室
利 用 日 時	年 月 日					時 分から 時 分まで
利 用 目 的 及 び 参 集 人 員	人					
使 用 料	免除・有料		会 場 使 用 料 冷 暖 房 実 費 ガス・水道その他実費 計		円 円 円 円	
条 件 等						
下記利用者に利用を許可します。 年 月 日 防府市長 <span style="float: right;">印</span>						
利 用 者	住 所 団 体 名 代 表 者 名 電 話 番 号					
						許 可 書 月 日 発 行 No.

(裏)  
利 用 上 の 注 意 事 項

- 1 この許可書は、利用当日必ず受付に提示してください。利用権の譲渡及び転貸は、無効です。
- 2 備付けの機械等の操作、備品の利用及び火気の使用については、全て係員の指示に従ってください。備品の利用は、その室に備付けのものに限ります。
- 3 この許可書に記載されている内容に反して利用したとき、禁止事項に違反したとき、又は係員の指示に従わないときは、利用をお断りすることがあります。
- 4 施設内は、禁煙です。喫煙は、所定の場所に限りませす。
- 5 既に納付された使用料は、条例で定められている場合を除き、お返ししません。
- 6 準備及び後始末は、利用者で、許可時間内に実施してください。
- 7 許可を受けた利用時間を超過する場合は、あらかじめ申し出て許可を受けてください。
- 8 後始末が終わったら、係員に伝え、許可書を持ち帰ってください。
- 9 許可のない掲示、物品販売、飲食等は、固くお断りします。
- 10 くぎ、画びよう等の使用については、係員の許可を受けてください。

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であつても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、使用料に関する処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。

第1号様式

(昭60規則24・全改、平3規則20・平21規則22・一部改正)

第2号様式

(平28規則14・全改)

第3号様式

(平21規則22・一部改正)

第4号様式

(平28規則14・全改)